

非木造住宅 耐震化助成

耐震診断
耐震改修設計
耐震改修工事

補助対象 次のすべての条件を満たす住宅

- 昭和56年(1981年)5月以前着工
- 非木造住宅(*マンション、共同住宅、長屋、戸建住宅)
※3階(地階を除く)以上、延べ面積1,000㎡以上、耐火・準耐火建築物である共同住宅
- 住宅以外の用途が延べ面積の1/2未満であること

補助金額

耐震診断 以下のいずれかのうち低い金額

戸建住宅

- 耐震診断費用の2/3以内
- **89,000円**

長屋・共同住宅・マンション

- 耐震診断費用の2/3以内
- **5万円×住戸数**
- 延べ面積による診断費用の2/3以内
 - 1,000㎡以内の部分: 3,670円/㎡
 - 1,000㎡超~2,000㎡以内の部分: 1,570円/㎡
 - 2,000㎡超の部分: 1,050円/㎡

耐震改修設計

- 耐震改修設計費用の2/3以内
※段階的改修工事を検討されている方は、設計時にご相談ください。

耐震改修工事 以下のいずれかのうち低い金額

戸建住宅

- 耐震改修工事費用の23%以内
- **60万円**
- 延べ面積×34,100円/㎡×23%

長屋・共同住宅

- 耐震改修工事費用の23%以内
- **30万円×住戸数**
- 延べ面積×34,100円/㎡×23%

マンション

- 耐震改修工事費用の1/3以内
- **50万円×住戸数**
- 延べ面積×50,200円/㎡×1/3 (Is値0.3未満は55,200円/㎡)

耐震改修工事監理

- 工事監理費用の2/3以内

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | **052-972-2921** FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)

名古屋市 非木造診断 検索



名古屋市 非木造改修 検索



◎申請様式は、ダウンロードできます

※Is値0.3未満又はq値0.5未満の場合は、段階的改修工事が利用できません。

段階的改修工事1段階目 以下のいずれかのうち低い金額

戸建住宅

- 耐震改修工事費用の**23%**以内
- **25万円**
- 延べ面積×34,100円/㎡×**約9%**

マンション

- 耐震改修工事費用の**1/3**以内
- **20万円×住戸数**
- 延べ面積×55,200円/㎡×**約13%**

長屋・共同住宅

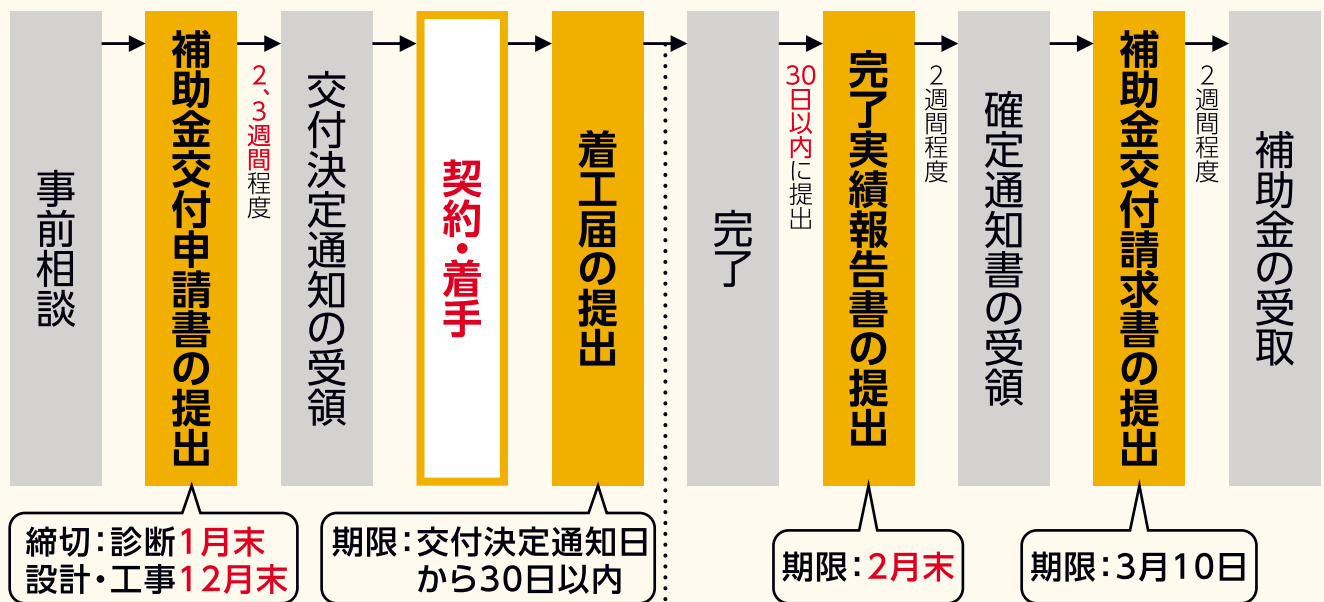
- 耐震改修工事費用の**23%**以内
- **12万円×住戸数**
- 延べ面積×34,100円/㎡×**約9%**

※1段階目: Is値0.3以上かつq値0.5以上とするもの

※段階的改修2段階目については耐震化支援室までお問い合わせください。

補助金交付の流れ

設計・工事は**複数年**にわたる業務が可能です。



設計の場合: 耐震改修計画の**認定等***の取得が必要です。

工事の場合: 工事途中で中間検査に伺います。

※耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の**認定、評定**又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく**建築確認**

代理受領制度 詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。

融資制度 (お問い合わせ先: 住宅金融支援機構 東海支店 TEL:052-971-6901)

税金の控除や減額 所得税の特別控除・住宅ローン減税(お問い合わせ先: 税務署)や、固定資産税の減額(お問い合わせ先: 市税事務所)

- 分譲マンションの耐震改修工事を行う際、過半の議決で工事を行うことができます場合があります。詳しくは、市ウェブサイト「非木造住宅耐震改修助成」の「管理組合の議決について」の項目をご覧ください。
- 段階的な耐震改修工事や、構造上別棟がある場合などで部分的な耐震改修工事を実施する場合は、将来的に全体の耐震改修工事を実施することをお勧めします。
- 設計・工事が複数年にまたがる場合は、各年度ごとに補助金交付申請・実績報告等が必要です。

※**予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。**